



山形県公報

平成17年3月22日(火)
第1628号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則  
..... ( 新行財政システム推進課 ) ...259

山形県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則..... ( 生産流通課 ) ...263

山形県改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則..... ( 農業技術課 ) ... 同

山形県林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則..... ( 森 林 課 ) ... 同

山形県林業専門技術員及び林業改良指導員任用資格認定に関する規則を廃止する  
規則..... ( 同 ) ... 同

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則..... ( 都市計画課 ) ... 同

### 告 示

土地改良区の役員の就任の届出..... ( 村山総合支庁農村計画課 ) ...264

土地改良事業の工事の完了に係る届出..... ( 置賜総合支庁農村計画課 ) ... 同

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可..... ( 都市計画課 ) ... 同

市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧..... ( 同 ) ...265

同..... ( 同 ) ... 同

道路の区域の変更..... ( 庄内総合支庁建設総務課 ) ... 同

県道の供用の開始..... ( 同 ) ... 同

開発行為に関する工事の完了..... ( 庄内総合支庁建築課 ) ...266

同..... ( 同 ) ... 同

同..... ( 同 ) ... 同

同..... ( 同 ) ... 同

同..... ( 同 ) ...267

同..... ( 同 ) ... 同

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程..... ( 出 納 局 ) ... 同

### 公 告

一般競争入札の公告..... ( 情報企画課 ) ...268

県営住宅入居者の一般公募..... ( 置賜総合支庁建築課 ) ... 同

## 規 則

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第8号

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

( 趣 旨 )

第1条 この規則は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年3月県条例第11

号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第2条に規定する申請書は、指定管理者の指定申請書（別記様式第1号）によるものとする。

2 条例第2条第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする法人又は団体（以下「法人等」という。）の定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人等における申請の日の属する事業年度より前3箇年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録）
- (3) 法人等の役員の名簿及び履歴書
- (4) 法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める書類

(変更の届出)

第3条 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その事実を証する書面を添えて、その旨を変更届出書（別記様式第2号）により知事等に届け出なければならない。

- (1) 名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事等が別に定める事項

2 知事等は、前項の規定による届出（同項第1号に係るものに限る。）があつたときは、速やかに、その旨を公示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第4条 指定管理者は、毎年度、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、当該年度の終了後30日以内に知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間に係る事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用の状況
- (2) 公の施設の利用に係る料金の収入実績
- (3) 管理業務に係る経理の状況
- (4) その他知事等が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第 1 号

指定管理者の指定申請書

年 月 日

殿

申請者

所在地

名 称

代表者氏名

印

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条の規定により、下記の公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

公の施設の名称

別記様式第 2 号

変更届出書

年 月 日

殿

申請者  
所在地  
名 称  
代表者氏名

印

下記のとおり変更したので、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第 3 条の規定により、届け出ます。

記

| 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|------|-------|-------|
|      |       |       |
|      |       |       |

山形県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第9号

山形県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

山形県卸売市場条例施行規則（昭和46年12月県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 登記事項証明書

第2条中第5項を第6項とし、同条第4項中「第2条第2項第7号」を「第2条第2項第8号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第2条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 委託手数料の徴収の方法に関する事項

(2) 委託手数料の額の決定に関する事項

(3) 委託手数料の額の周知に関する事項

別記様式第15号の備考中「第2条第2項第3号から第6号まで」を「第2条第2項第3号から第7号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3項の次に1項を加える改正規定（同条第4項第2号及び第3号に係る部分に限る。）は、平成21年4月1日から施行する。

---

山形県改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第10号

山形県改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則

山形県改良普及員資格試験条例施行規則（昭和28年3月県規則第13号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

---

山形県林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第11号

山形県林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則

山形県林業改良指導員資格試験条例施行規則（昭和33年6月県規則第27号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

---

山形県林業専門技術員及び林業改良指導員任用資格認定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第12号

山形県林業専門技術員及び林業改良指導員任用資格認定に関する規則を廃止する規則

山形県林業専門技術員及び林業改良指導員任用資格認定に関する規則（昭和33年6月県規則第28号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

---

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第13号

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

山形県都市公園条例施行規則（昭和55年 4月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の表中 「 名 称 」 を 「 施 設 」 に改め、同表中山公園の項中「山形県野球場」を「野球場」に改める。

別表第 3 第 1 項の表中 「 名 称 」 を 「 施 設 」 に改め、同表中山公園の項中「山形県野球場」を「野球場」に改め、同表の注書中「山形県野球場」を「中山公園の野球場」に改め、同別表第 3 項の表中「山形県野球場」を「中山公園の野球場」に改める。

別記様式第 8 号中「山形県野球場」を「中山公園の野球場」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

山形県告示第230号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山市西部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成17年 3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名   | 住 所            |
|----------|-------|----------------|
| 理 事      | 高 谷 太 | 村山市大字大久保乙213番地 |

山形県告示第231号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成17年 3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 届 出 者 の 名 称 | 地 区 名 | 事 業 の 名 称       | 工事完了年月日     |
|-------------|-------|-----------------|-------------|
| 白 鷹 町       | 東 田 尻 | 基 盤 整 備 促 進 事 業 | 平成16年 9月24日 |

山形県告示第232号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成17年 3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 組合の名称  
上山市大石三千刈土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地

- 3 設立認可の年月日  
昭和55年 9月 1日
- 4 変更の内容  
事業施行期間の延長等
- 5 変更認可の年月日  
平成17年 3月22日

山形県告示第233号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき温海町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成17年 3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
温海都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

山形県告示第234号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき温海町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成17年 3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
温海都市計画臨港地区
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

山形県告示第235号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年 3月22日から同年 4月 4日まで縦覧に供する。

平成17年 3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 鶴岡村上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|-----------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 東田川郡榑引町大字西荒屋字蕨野3番から<br>同 字宮の根6番まで | 旧    | 12.6メートル<br>と<br>8.4  | メートル<br>156 |
| 同 上                               | 新    | 12.6メートル<br>と<br>10.0 | 同 上         |

山形県告示第236号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年 3月22日から同年 4月 4日まで縦覧に供する。

平成17年 3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 鶴岡村上線
  - 2 供用開始の区間 東田川郡榑引町大字西荒屋字蕨野3番から  
同 字宮の根6番まで
  - 3 供用開始の期日 平成17年3月22日
- 

## 山形県告示第237号

次の開発行為は、完了した。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成16年11月25日 指令庄総建第46号
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東田川郡三川町大字猪子字大堰端291 - 4、293 - 1、293 - 2、294、295、296、297、298、299、300、301、  
302、313 - 3、314 - 3、315 - 3、東田川郡三川町大字成田新田字前田元383 - 3、東田川郡三川町大字猪子字大  
堰端419内、404内、405内
  - 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鶴岡市大宝寺町3番51号  
株式会社 東日本山有
- 

## 山形県告示第238号

次の開発行為は、完了した。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成17年1月13日 指令庄総建第56号
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東田川郡三川町大字猪子字大堰端313 - 1、314 - 1、315 - 1、316 - 1、327 - 1、328 - 1、329 - 1、330 -  
1、421内
  - 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鶴岡市大宝寺町3番51号  
株式会社 遮音
- 

## 山形県告示第239号

次の開発行為は、完了した。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成17年3月3日 指令庄総建第63号
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東田川郡三川町大字猪子字大堰端317 - 4、318 - 1、326 - 1、421内
  - 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鶴岡市大宝寺町3番51号  
株式会社 ロック
- 

## 山形県告示第240号

次の開発行為は、完了した。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成17年3月3日 指令庄総建第64号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東田川郡三川町大字猪子字大堰端316 - 4、317 - 1、326 - 6、327 - 2、327 - 3、327 - 4、421内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鶴岡市みどり町32番45号  
株式会社 安在工務店

山形県告示第241号

次の開発行為は、完了した。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成17年3月3日 指令庄総建第65号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東田川郡三川町大字猪子字大堰端289 - 1、290 - 1、291 - 1、291 - 3、316 - 3、317 - 3、419内、405内、東田川郡三川町大字成田新田字前田元381 - 1、382 - 4、380 - 4内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鶴岡市砂田町18番35 - 14号  
有限会社 ファインエージェント

山形県告示第242号

次の開発行為は、完了した。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成17年3月3日 指令庄総建第66号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東田川郡三川町大字成田新田字前田元367 - 1、367 - 2、383 - 1、382 - 1、404内、東田川郡三川町大字猪子字大堰端291 - 5、419内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鶴岡市大塚町14番26号  
株式会社 鶴岡日石

山形県告示第243号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

- 別表第1中 「南陽市赤湯758番地の2」 を 「南陽市赤湯779番地の1」 に改める。
- 別表第4中 「東根市中央西3番5号」 を 「東根市大字蟹沢字大道東2091番地」 に改める。
- 別表第6中 「山形市幸町7番15号」 を 「山形市幸町18番20号」 に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、コンピュータソフトウェアの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁eラーニングルーム(15階)
- (2) 日 時 平成17年3月29日(火) 午前10時

### 2 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品の名称及び数量

- イ パーソナルコンピュータ用ウイルス対策ソフトウェア 5,800
- ロ セキュリティ対策ゲートウェイソフトウェア 一式

#### (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

#### (3) 納入期限 入札説明書による。

#### (4) 納入場所 入札説明書による。

#### (5) 入札方法 (1)のイ及びロごとに総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 当該ソフトウェアに関し、迅速なアフターサービスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (3) 7の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用に耐え得ることが証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総合政策室情報企画課ネットワーク推進担当 電話番号023(630)3198

### 5 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金 免除する。

#### (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成17年3月25日(金)午後3時まで提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、開札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成17年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                       |                                        |                                        | 敷金     | 摘要     |                                        |
|------------------|--------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|--------|----------------------------------------|
|                  |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が23,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 |        |        | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |
| 県営中田第2ア<br>パート1号 | 米沢市中田町<br>901 - 2  | 3DK  | 54.6                          | 1    | 一般用 | 12,900                  | 15,700                                | 18,500                                 | 21,400                                 | 24,700 | 28,400 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額               |
| 同 中田第1ア<br>パート5号 | 同<br>658 - 3       | 同    | 75.4                          | 1    | 同   | 25,500                  | 31,000                                | 36,600                                 | 42,300                                 | 48,800 | 56,100 |                                        |
| 同 相生アパー<br>ト2号   | 同 相生町7<br>- 65     | 同    | 72.9                          | 1    | 同   | 23,400                  | 28,400                                | 33,500                                 | 38,700                                 | 44,700 | 51,300 |                                        |
| 同 桜木アパー<br>ト2号   | 南陽市三間通<br>1229 - 1 | 同    | 59.3                          | 1    | 同   | 15,700                  | 19,000                                | 22,500                                 | 26,000                                 | 30,000 | 34,500 |                                        |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

茨 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円

芋 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円

鯛 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円

允 入居者又は茨に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）

印 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の茨から鯛に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、茨を除く。

茨 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

芋 その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

形 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

穴 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

警 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

鯛 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間（平成16年8月以降の公募）のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

茨 申込期間 平成17年4月4日から同月8日まで（ただし、郵送の場合は、平成17年4月8日までの消印のあるものに限り有効とする。）

芋 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成17年6月上旬

（摘要）

1 「1 県営住宅の名称等」の表中、「区分」の欄には、「一般用」、「災害用」又は「特定目的用」のうち該当するものを記載する。

なお、「単身用」、「一般用」、「災害用」又は「特定目的用」とは、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 「一般用」 その県営住宅が、「災害用」、「特定目的用」以外の場合記載する
  - (2) 「災害用」 その県営住宅が、公営住宅法第23条第2号ロに掲げる場合に該当する県営住宅で、当該災害発生の日から3年を経過していない県営住宅である場合記載する
  - (3) 「特定目的用」 その県営住宅が、特定目的用の県営住宅である場合に記載する。この場合下段に特定目的の種類を( )書きで併記(第12第1項第1号の場合は「身障者用」、同2号の場合は「高齢・身障者用」)する
- 2 公募する県営住宅が、単身者が入居可能な県営住宅である場合は「摘要」の欄に「単身可」と記入する。ただし、単身者向けでない場合には、「2 入居者の資格」中、「ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、(中略) (1)を除く。」の箇所を削除して使用する。
  - 3 公募する県営住宅に、「災害用」の県営住宅がある場合には、「2 入居者の資格」の(2)中、「その者の収入が、次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定める金額を越えないこと。」に、ロを「1の表の「区分」の欄に「災害用」と記載のある県営住宅に入居しようとする場合 268,000円」に改め、ロの次に次の1文を加える。  
ハ イ又はロに掲げる場合以外の場合 200,000円

平成17年3月22日印刷  
平成17年3月22日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056